

青森県報

第三百九号

令和三年
五月十七日
(月曜日)

目 次

告 示

○令和三年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領(財政課)……………	(財政課)	…	一
○救急病院の設置……………	(医療業務課)	…	三
○障害福祉サービス事業者の指定……………	(障害福祉課)	…	三
○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(同)	…	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………	(同)	…	三
○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………	(同)	…	三
○家畜伝染病の発生……………	(畜産課)	…	四
○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(会計管理課)	…	四
○漁船保険付保義務の発生……………	(下北地域 民局)	…	四
公 告			
○建設業者の許可の取消し……………	(中南地域 民局)	…	五
○右 同……………	(同)	…	五
○右 同……………	(三八地域 民局)	…	五
出先機関			
○土地改良区の役員の就任及び退任……………	(東青地域 民局)	…	五
○土地改良区の定款変更の認可……………	(上北地域 民局)	…	六

○右 同…………… (同) …… 六

告 示

青森県告示第三百五十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十九条第一項の規定に基づき令和三年四月二十三日専決処分した令和三年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領は、次のとおりである。

令和三年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

令和3年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）

令和3年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440,232千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ719,040,232千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9	国庫支出金	120,530,905	353,912	120,884,817
2	国庫補助金	78,421,781	353,912	78,775,693
12	繰入金	9,946,243	86,320	10,032,563
2	基金繰入金	9,417,651	86,320	9,503,971
	歳入合計	718,600,000	440,232	719,040,232
歳 出				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
7	商工費	94,769,864	440,232	95,210,096
1	商工費	76,675,436	440,232	77,115,668
	歳出合計	718,600,000	440,232	719,040,232

青森県告示第三百五十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和三年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	あおり協立病院	所 在 地	青森市東大野二丁目一の一〇	認定の有効期限	令和六年五月十八日
-----	---------	-------	---------------	---------	-----------

青森県告示第三百五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
一般社団法人扇会	OHANA	八戸市東白山台三丁目二の六	共同生活援助	三戸郡南部町大字剣吉字大坊一〇の一二	令和三年五月一日	

青森県告示第三百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和三年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
有限会社さとう重機	秋田県鹿角郡小坂町大字上向字小坂三の二	地域移行支援	相談支援事業所八重桜	弘前市大字湯口字一ノ細川八一の二五	令和三年三月三十一日	
有限会社さとう重機	秋田県鹿角郡小坂町大字上向字小坂三の二	地域定着支援	相談支援事業所八重桜	弘前市大字湯口字一ノ細川八一の二五	〃	

青森県告示第三百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和三年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	訪問看護ステーションはーとけあ	所在地	青森市中央一丁目二七の五	指定年月日	令和三年五月七日
----	-----------------	-----	--------------	-------	----------

青森県告示第三百六十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定に

より、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和三年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指 定 年月日
合同会社ぶりんぐあつぷ	十和田市稲生町一六の四三	放課後等デイサービス	RE:fur	十和田市東十一番町六の六	令和三年五月一日

青森県告示第三百六十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発 生 年月日
ヨ―ネ病	牛	患者	一	鱒ヶ沢町	令和三年四月三

青森県告示第三百六十四号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和三年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

十和田北支店

十和田市元町東二丁目

を

十和田北支店

十和田市稲生町

に改める。

青森県告示第三百六十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和三年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
下北郡東通村大字白糠字浜通四〇 伊勢田 賢太郎	白糠
下北郡東通村大字白糠字赤平三一八 沢田 吉司	
下北郡東通村大字白糠字鳥ノ沢三の二 伊勢田 啓二	
下北郡東通村大字小田野沢字畑浦二一 川村 敏博	小田野沢
下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五の四〇三 二本柳 勝	
下北郡東通村大字小田野沢字浜通五七 二本柳 高男	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 アスアール株式会社
- 二 代表者の氏名 小山内高雄
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字土堂字長瀬二五三の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―一）第二〇〇七二四号
- 五 取消年月日 令和三年四月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和三年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社三浦組
- 二 代表者の氏名 三浦洋之
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡藤崎町大字葛野字岡本十八の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第五二三号
- 五 取消年月日 令和三年四月八日

取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

令和三年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社青森ヒューム
- 二 代表者の氏名 地代所貴洋
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字長苗代字上碓田四八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第一五四七七号
- 五 取消年月日 令和三年四月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和三年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、蓬田村土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十

八項の規定により公告する。

令和三年五月十七日

東青地域県民局長 石戸谷 安 信

区役員の別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	森 清秀	東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐千一六の二	令和三年四月二日就任
〃	坂本 宏孝	〃	〃
〃	小鹿 正博	大字長科字浦田一二の一	〃
〃	大宮 正志	大字郷沢字浜田一四〇の八	〃
〃	吉崎 治八	大字蓬田字汐越一三の五	〃
〃	森 弘美	大字阿弥陀川字汐千七七の四	〃
〃	小松 国光	〃 五六の六	〃
〃	佐藤 信彦	大字長科字浦田二六の二	〃
〃	森 淳一	大字阿弥陀川字汐千五三の一	〃
〃	大宮 英城	大字郷沢字浜田九の一	〃
〃	若佐 克秀	大字中沢字池田一	〃
〃	乳井 厳公	大字蓬田字汐越四	〃
監事	吉田 勉	大字中沢字池田六三の二	〃
〃	高田 亮	大字郷沢字浜田一四二の二	〃
〃	小鹿 成子	大字長科字鶴腹四六の二	〃
〃	森 清秀	大字阿弥陀川字汐千一六の二	令和三年四月二日退任
理事	坂本 宏孝	大字中沢字浪返七六	〃
〃	小鹿 正博	大字長科字浦田一二の一	〃
〃	大宮 正志	大字郷沢字浜田一四〇の八	〃
〃	吉崎 治八	大字蓬田字汐越一三の五	〃
〃	森 弘美	大字阿弥陀川字汐千七七	〃

監事	小松 国光	佐藤 信彦	森 淳一	大宮 英城	若佐 克秀	森 秀夫	吉田 勉	高田 亮
〃	の四	〃	の六	〃	〃	の二	〃	二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区の定款の変更を令和三年五月六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年五月十七日

上北地域県民局長 石 橋 豊

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、下砂土路土地改良区の定款の変更を令和三年五月六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年五月十七日

上北地域県民局長 石 橋 豊

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚二付十五円